

## 埼玉県立精神医療センター将来構想検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県立精神医療センター（以下「センター」という。）の建替え等を含む医療提供体制の在り方に関して、精神科医師を中心とした外部有識者から幅広く意見を聴取するため、埼玉県立精神医療センター将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の内容について検討する。

- (1) センターの医療提供体制の在り方に関すること
- (2) センターの建替えを含む基本構想の策定に関すること
- (3) その他、必要と認められること

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 精神医学・精神医療の専門家
- (2) 精神保健に関する県行政関係者
- (3) センター病院長

2 前項第1号及び第2号に掲げる委員はセンター病院長が委嘱する。

3 委員の任期は、原則として令和7年1月1日から令和8年10月31日の1年間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

### (委員会)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により委員会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- 3 委員長がやむを得ない理由と判断した場合において会議を欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出することができる。
- 4 前項により提出された委員の意見は、委員が会議に出席したものとみなしてその意見を取り扱う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、センター事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。